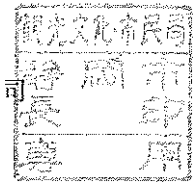


静岡市告示第 477 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 54 条第 4 項の規定による県営畑地帯総合整備事業加瀬沢地区についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を次のとおり変更するので、地方自治法第 260 条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 17 日

静岡市長 難波 喬 司



清水区小河内字加瀬沢へ編入する区域

清水区小河内字中村 1732 の 5、字舟場 1167 の 7 から 1167 の 9 まで、1168 の 1、1168 の 4、1168 の 5、1168 の 7、1169 の 1 から 1169 の 6 まで、1169 の 9、1169 の 10、1170 の 1、1170 の 2、1172 の 1 から 1172 の 5 まで、1173、1174 の 1、1174 の 2、1175 の 1 から 1175 の 5 まで、1176 の 1 から 1176 の 3 まで、1177 の 1、1177 の 2、1178 の 1 から 1178 の 4 まで、1178 の 6 から 1178 の 9 まで、1179、1180、1181 の 1 から 1181 の 4 まで、1182 の 1 から 1182 の 8 まで、1183、1184 の 1 から 1184 の 10 まで、1186、1187 の 1 から 1187 の 5 まで、1188 の 1 から 1188 の 18 まで、1189、1190 の 1、1190 の 2、1190 の 4 から 1190 の 10 まで、1191、1192、1193 の 1、1193 の 2、1194 の 5 から 1194 の 7 まで、1268 の 8、1268 の 10、1268 の 11、1271 の 1、1271 の 2、1272 から 1274 まで、1275 の 2、1277 の 2、1279 の 2、1288 の 14 及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部、字今一色 1520 の 2、1520 の 10 から 1520 の 18 まで、1520 の 20、1520 の 22、1520 の 28 から 1520 の 31 まで、1521 の 5、1522 の 1 から 1522 の 4 まで、1522 の 7、1522 の 8、1522 の 23 から 1522 の 25 まで、1523 の 2、1524 の 3、1525 の 2、1700 の 4、1700 の 6 から 1700 の 14 まで、1700 の 16 から 1700 の 18 まで及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部、字池ノ沢 826 の 1、826 の 3、827 の 3、834 の 2、834 の 5 から 834 の 7 まで、835、836 の 1、836 の 2、836 の 4 から 836 の 18 まで、837 の 1 から 837 の 3 まで、837 の 5、837 の 7、837 の 8、837 の 11、837 の 23、837 の 24、837 の 35、837 の 55 から 837 の 58 まで、838 の 1、885 の 36 及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部

上記地番は、令和 8 年 4 月 30 日現在の登記簿による。



畑地帯総合整備事業
加瀬沢地区 字界変更図（変更前）

凡 例	
事業区域	
小字界	





県営畑地帯総合整備事業
加瀬沢地区 字界変更図（変更後）

凡 例	
事業区域	—
小字界	—

